4　採血基準の在り方の検討

国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。

5　まれな血液型の血液の確保

採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

6　二〇〇㎖リットル全血採血の在り方について

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、四〇〇㎖リットル全血採血を基本として行う必要がある。

しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セ㎜ナー」を実施する等、周知啓発の取組を積極的に行う。特に高校生等の献血時には、四〇〇㎖リットル全血採血に献血者が不安がある場合は二〇〇㎖リットル全血採血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうことが重要である。

二　血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

三　災害時等における献血の確保等

国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。併せて、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れを行う。

さらに、広域的な大規模災害の発生に備え、国及び採血事業者は、災害時等における献血血液の製剤化に支障を来さないための設備の整備を実施する必要がある。

平成二十三年三月の東日本大震災により、東北地方の一部の地域（岩手県、宮城県、福島県）で献血の受入れができない状況となったが、全国の非被災地において被災地域の需要分を加えた献血血液を確保することによって、血液製剤を安定的に供給することができた。今後も、献血血液の確保に支障を来さないよう、継続的に全国的な献血の推進を図っていくことが重要である。

また、東日本大震災の際には、停電や一般電話回線（携帯回線を含む。）の輻輳により、通信手段の確保が困難となったほか、精油所等の被災や燃料の流通に支障が生じたことにより、移動採血車等の燃料の確保も困難となった。このことから、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や燃料の確保が確実に行われるよう対策を講ずる必要がある。

四　献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。

採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

○農林水産省・環境省告示第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、特定外来生物被害防止基本方針（平成十六年十月農林水産省・環境省告示第四号）を次のとおり変更したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十六年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

環境大臣　石原　伸晃

特定外来生物被害防止基本方針

第１　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

１　背景

野生生物の分布は、地形、気候など様々な条件によって制限されている。こうした制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されてきた。地域に固有の様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系は、外部からの生物の導入に対して脆弱な面を有している。特に島国で独特の生物相及び生態系が形成されている我が国においては、このような面が典型的であることを踏まえて、我が国の生物多様性の保全を図る必要がある。

近代以降、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入される生物が増加している。

このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけての生活及び文化への浸透・共存や、産業利用等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されており、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られている。

ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来生物と呼ばれ、このような生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来生物の問題として認識されている。国際的にも生物多様性条約第８条(h)において、侵略的な外来生物への対応の必要性が位置付けられ、同条約の第６回締約国会議で採択された「生態系、生息地、種を脅かす外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」において、予防的な観点に立って、予防（侵入の防止）、早期発見及び早期対応（定着の防止）並びに根絶、封じ込め及び被害の低減を図ることが重要であるとされている。

平成17年６月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「本法」という。）では、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を「外来生物」とし、外来生物であって在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物をいう。以下同じ。）とその性質が異なることにより生態系、人の生命・身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」と定義した。本法は、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止することを目的としている。なお、この定義における「導入」は、人為による意図的又は非意図的な移動を意味している。

また、本法の施行から５年以上が経過したことから、平成24年５月から中央環境審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、平成24年12月に同審議会より環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講ずべき必要な措置について意見具申がなされた。この意見具申を踏まえ、平成25年６月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公布された。本改正により、ａ）当該外来生物が交雑することにより生じた生物を特定外来生物に指定できること、ｂ）主務大臣の許